

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成20年5月1日現在で各自治体が把握しているだけでも1万3千人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブが、全体の約6%存在しており、市町村が地域における利用ニーズの全体像を把握していないという課題も生じているところである。

「新待機児童ゼロ作戦」においては、現在「待機児童」として顕在化している需要のみならず、女性の就業率の高まりに応じて、今後必要となる中長期的な需要を勘案した絶対量を計画的に拡大することとされており、各自治体においては、それぞれの地域におけるニーズを的確に把握し、サービス提供体制の整備に努めるようお願いする。

イ. 放課後児童クラブの国庫補助について

平成21年度予算（案）においては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。

ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助のか所数及び単価の増を図るとともに、大規模クラブの解消等に向けた改修費についても、大幅なか所数の増を図ったところである。

なお、平成21年度予算（案）におけるハード事業の補助基準額等は以下の通りである。

	平成20年度	平成21年度(案)
創設費（児童厚生施設等整備費）	12,500千円	→ 21,124千円
改修費（放課後子ども環境整備事業）	7,000千円	→ 7,000千円
か所数	85か所	→ 2,700か所

また、ソフト面についても、クラブの新設や分割に対応するため、24,153か所分の事業費を確保したところである。平成21年度予算（案）におけるソフト事業の補助基準額については、関連資料28（158頁）を参照いただきたい。

さらに、平成20年度第2次補正予算（案）に計上されている「安心こども基金（仮称）」には、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても盛り込まれているところであり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消等に努めていただくようお願いする。

ウ. 放課後児童クラブの国庫補助に当たっての留意点等

既にご承知のとおり、放課後児童クラブの運営面での質的向上を図るため、

- ① 200日以上250日未満開所のクラブ
- ② 71人以上の大規模クラブ

については、平成22年度から補助を廃止することとしている。補助の廃止対象となるクラブについては、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施などについて、改善策を講じられていることと承知しているが、特に、71人以上の大規模クラブについては、平成20年5月1日現在で未だ2,461か所（全体の14%）が存在するところであり、これらの解消については、国庫補助を活用して、施設の改修や新たな施設の整備など、早急な対応を図られたい。

また、放課後児童クラブの未実施町村が、平成20年5月1日現在で202町村存在するが、当該町村に対しては、放課後児童指導員となる人材の確保のための研修や登録を行うための補助事業（放課後子どもプラン実施支援等事業）を引き続き実施することとしているので、当該事業を活用し、必要な地域での実施に向けて、積極的な取組を図られたい。

エ. 放課後児童クラブガイドラインについて

放課後児童クラブについては、これまで、地域の実情に応じた柔軟な取組が可能となるよう、国としてはガイドラインを定めていなかったところであるが、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点から、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

厚生労働省においては、例年5月1日現在で行っている放課後児童クラブの実施状況調査において、今年度より、ガイドラインの内容に係る設問を新たに加え、クラブの状況を把握したところであるが、ガイドラインを策定して間もないこともあり、ガイドラインに沿った適切な設備等の確保、運営がなされているとは言い難い状況であった。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知を図っていただくようお願いする。

また、ガイドラインを踏まえた取組や各クラブの事業内容については、クラブ利用者または住民に広く周知されることが重要であることから、利用者等に対する情報提供を行う体制整備についても積極的に対応いただくよう管内市町村等の指導をお願いする。

(2) 児童厚生施設等の設置運営について

ア. 児童厚生施設等の施設整備について

平成21年度における児童館、児童センターに係る施設整備等については、各自治体の実情、要望等を踏まえ、次のとおり国庫補助基準額の増を図ったので、施設の設置促進に向けた積極的な対応をお願いする。

また、管内市町村に対しては、地域における子育て支援の拠点施設（例えば「地域子育て支援拠点事業（児童館型）」の実施）や年長児童のための活動の場等として積極的な活用を図るなどの指導をお願いする。

	平成20年度	平成21年度(案)
小型児童館（クラブ室未設置）	31,105千円	→ 35,561千円
児童センター（クラブ室未設置）	46,859千円	→ 51,316千円
大型児童センター（クラブ室未設置）	62,516千円	→ 70,959千円

イ. 地域子育て支援拠点事業の活用について

平成19年度から、民営の児童館等においても、学齢期の子どもが来館する前の時間等を活用して、「児童館型」として本事業を実施している。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しいこと等により、取組が思うように進んでいない状況である。

特に、開設日数等について、原則として週3日以上かつ1日3時間以上の開設が要件とされているが、夏休み等の長期休暇期間中は朝から学齢期の児童が来館するため当該要件を満たすことができないという声があるところである。長期休暇期間については、例えば、児童が昼食のために帰宅する昼の時間帯を拠点事業の時間にあて、時間帯で区切るなど、それぞれの児童館に合った方法で一般児童の利用を考慮した弾力的な運営を行っていただきたい。

児童館、児童センターには、地域における学齢期等の子どもの健全育成の活動拠点としての機能に加え、地域の子育て家庭への支援機能をより一層強化することが期待されている。少子化や核家族化が進む我が国において、子育て家庭支援の中核的役割の一翼を担い、いまある人材や設備をフルに稼働して、地域の子育て支援に資する取組をすべての施設で取り組んでいただくことが時代の要請ともいえ、より一層の積極的な取組が求められていることから、各市町村や児童館等関係者への事業実施に向けた働きかけをお願いする。

(3) 児童育成事業推進等対策事業の活用について

ア. 平成21年度採択方針等について

本事業は、全国的な事業展開に際してのモデル的な事業を対象として、事業費の10/10相当を補助するものであるが、詳細については、近日中に、平成21年度児童育成事業推進等対策事業の事前協議通知でお知らせする予定である。

来年度においても、本事業の優先採択事項をお示しし、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組む都道府県、市町村が実施する創意工夫のある先駆的な事業などをその対象とする予定である。本事業は10/10相当の補助事業であるので、積極的な活用をお願いします。

なお、継続的な事業については、20年度と同様に事業評価書の提出を求め、対費用効果や次年度以降の取組に活かされた点等も考慮に入れ、審査し、決定することとしているので、ご承知いただきたい。

イ. 取組の推進について

本事業については、特に市町村においては、その存在すら知らない状況が見受けられる。このため、厚生労働省としては、取組事例集を作成したり、平成20年度の取組事例をホームページに掲載することとしているので、都道府県におかれては事業実施に当たっての参考としていただき、さらに、管内市町村への周知についてもよろしく願います。

(4) 児童委員について

ア. 児童委員・主任児童委員の委嘱及び周知について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。

児童委員・主任児童委員活動が円滑に行われるためには、できるだけ多くの国民に、児童委員・主任児童委員の取組についての理解を広げることが必要であると考えており、厚生労働省としても、民生委員・児童委員に関する省のホームページの見直しなど、民生委員・児童委員制度の広報の方策についても検討しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においても、児童委員・主任児童委員の活動について、学校との連携を強化するとともに、「乳幼児健診」や子育てひろばや子育て支援センター、児童館等の「地域子育て支援拠点」等子どもや子育て家庭が集まるあらゆる場を活用し、児童委員

・主任児童委員の役割について広報・周知するとともに、担当地区の児童委員の紹介を行う等、子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できるよう地域での周知を図っていただき、活動しやすい環境づくりについても努めていただきたい。なお、昨年4月に、児童委員、主任児童委員の活動を地域住民にPRする名刺型リーフレットを配布したところであるが、厚生労働省ホームページに本リーフレット（PDF）を掲載する準備を進めているところであり、ご活用いただきたい。

イ．児童虐待等への対応について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いする。

なお、「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的にご活用いただきたい。

（関係資料29（160頁））

ウ．個人情報取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

各地方自治体におかれては、地域における児童委員・主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の理解が得られるよう格別のご配慮をお願いする。

（関係資料30（161頁））

エ．委嘱手続きの簡素化及び迅速化

昨年5月、地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、「民生委員の委嘱手続きを簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」と指摘されているところであり、簡略化のため